

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請に伴う
施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和4年1月20日
草加市新型コロナウイルス対策本部

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請があったことから、令和4年1月21日（金）より市内公共施設の利用及び事業・イベントについて、次のとおり利用制限を行うものとします。

1. 対象期間

- ・令和4年1月21日（金）～令和4年2月13日（日）

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市（委託業者を含む）が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後9時までとします。
- ・事業、イベントの開催時間を午後9時までとします。
- ・酒類の提供及び持込を自粛（民間主催事業等も含む）するものとします。

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（令和3年11月29日改定）」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。

※まん延防止等重点措置期間が2月13日（日）以降も延長された場合は、国や県の方針に併せて、制限期間を自動延長するものとします。